

チャイナタックスアラート(中国税務速報)： 移転価格

2014年9月 第2回

中国国家税務総局、指導と管理による納税者の「自主調整」問題の 通達を公布

本アラート対象要旨：

- 企業の自主的な修正申告を推奨。
- 納税者が自社の関連者間取引価格設定方針と方法の合理性について税務機関に確認を求める場合、税務機関は関連規定に従い正式に税務調査を開始しなければならない。
- 規定が定める移転価格同時文書の提出期限は短く20日しかない。
- 納税者は過去、現在、将来に係る移転価格設定の妥当性を示す説明資料を準備する必要がある。

背景

中国国家税務総局(SAT、以下「税務総局」)は、2014年8月29日付で『特別納税調整の指導と管理に関する問題の通達「2014」54号』を公布した。当該通達は、税務総局の指導と管理下で納税者による自主調整を行う際の手続きに関して、さらなる指針を明らかにした。

[ここ](#)をクリックして54号通達の原文を閲覧。

KPMGの所見

世界中の税務当局は、税務調査、事前確認、相互協議などの手続きに対応することで租税回避防止問題の解決を図っている。その一般的な手続き以外に、中国税務機関は他に、省レベルの税務局(国家税務総局の指導のもと)による指導業務と管理業務の体制を有している。この体制は租税回避防止のためのリアルタイムのチェックである(企業が自主的に正確な納税を行うことを効果的に推進する)。年次公式データが公表されることはないが、下表は、税務機関が管理業務(例:納税者による「自主調整」)、サービス業務(例:事前確認による過年度の修正申告)、調査業務(例:納税者に対する移転価格調査)、いわゆる三位一体の体制での執行による税収増加の概算額を示したものである。

(単位:億人民元)

業務内容	2010年	2011年	2012年	2013年
管理業務	72	208	283	377
サービス業務	8	7	17	46
調査業務	23	24	46	46

上記の各業務の執行により、税徴収額は 2010 年から 2013 年にかけて遙増した。とりわけ、管理業務による徴収額の増加が顕著である。こうした背景の下、54 号通達の内容の中で納税者にもたらす影響をまとめてみた。

- 国家税務総局は納税者の「自主調整」を奨励している。すなわち、関連者間取引が合理的でないと判断される場合、自主的に企業所得税額を増額するという調整である。過去の経緯では、税務機関が口頭により納税者に通知するか、あるいは内部通達の形で国家税務総局が省級税務局に伝達していたが、今回の 54 号通達では初めて、書面による正式な通知となった。
- 税務機関は恒久的に移転価格税務調査の権限を有しているため、納税者は、移転価格リスクを継続的に自主管理し、低減させることにより税務機関の調査を受ける可能性を検証することが必要である。
- また、納税者が税務機関に自社の関連者間取引の価格決定方針と選定の合理的な判定について指導を求める場合、税務機関は関連規定に従い正式に立件しなければならない。この通達が厳格に執行された場合、これまで取引売上高が低く、かつ調査対象の可能性も薄かった納税者に関する検証と挙証が必要になる。
- なお、税務機関の調整通知書を受け取った後、納税者は早急に関連資料を提出しなければならない(20 日以内に同時文書を提出)。移転価格同時文書の準備が免除対象の納税者も同様に、当該通知から 20 日以内に煩雑な資料を提出しなければならない。とりわけ、赤字申告を提出しながら同時文書を準備していない納税者はこの規定に注意する必要がある。このほか、税務機関が国税発「2009」363 号文に基づいて同納税者を「単一機能」企業と認定した場合、同じく 20 日以内の同時文書提出が求められる可能性がある。
- 紳税者が税務機関の要求に従って同時文書を作成準備した場合、自主調整時に「特別納税調整実施弁法(試行)」(2 号文)に規定する 5% のペナルティを受けることはない。しかし、2 号文の規定するとおり利息は追徴される。これは事後の自主調整(納税期限超過)を明確化したもので、これは、一部の税務機関が採用していた手続きを規範化したものである。

一見すると、54 号通達には何ら新しい内容がないようにも思えるが、この自主調整は、主に省税務局で管理されているため、同じケースであっても温度差(例: 自主調整後の利息を徴収の可否とその手続き)がある。今回の通達は、税務総局による自主調整を規範化するという目的を果たしている。税務総局は従前と同様、今後も自主調整を推奨していくため、省税務局による自主調整の要求はさらに常態化すると考えられる。

注意すべき点としては、納税者が税務機関に自社の関連者間取引の価格決定方針と選定の合理的な判定について指導を求める場合には、税務機関は関連規定に従い、正式に立件しなければならないと規定されたことである。

そのため、納税者による自主調整は国際的二重課税を招く可能性をもつことになり、かつ租税条約の適用対象外となる恐れがある。さらに、自主調整を行ったとしても、将来的に正式な移転価格調査を免除されるとは限らない。54 号通達は、納税者が自主調整を行ったとしても、税務機関が正式な移転価格調査の権限を依然として有することを改めて表明したのである。これは、納税者に対して重大な税務コンプライアンスをもたらす可能性があり、かつその影響は好ましくない事態を招くと想定される。

KPMG の提案

- 企業は現在の移転価格に関する証明資料を検証して、税務機関の要求に対して合理的な挙証を可能にしておく。特に赤字や他の潜在的リスクが高い企業が未

だに同時文書を作成準備していない場合、早急に移転価格同時文書を作成し、税務機関からの調査に備えておくことを強く提案する。

- 所轄税務機関の要請に応じて移転価格の自主調整を行う際の対応、あるいは情報・データ提供についての緊急対応策を定めておく。この対応策には社内の担当職員や自主調整の手続きなどを含める。これまでの経験からすると、企業側は自主調整の要請を受けても、過去の非公式な調査と同様のケースと軽視する傾向にあった。そのため、過年度への影響も配慮することもなく即応的な調整執行が行われている。
- 課税リスクが高い移転価格問題は、事前の対応策として課税されるリスクを最小限に抑えておく。商業上の変更または事業の組織再編を行う際には、優先して移転価格問題を検討し、関連する書類を準備するとともに記録を残す必要がある。



お問い合わせ先



何坤明
税務サービス主管パートナー 中国と香港特別行政区

Tel : +86 (10) 8508 7082
khoonming.ho@kpmg.com



池澄
移転価格サービス主管パートナー 中国と香港特別行政区

Tel : +86 (21) 2212 3433
cheng.chi@kpmg.com



凌先肇
パートナー

華北地区

Tel : + 86 (10) 8508 7083
david.ling@kpmg.com



陳達偉
(David Chamberlain)
ディレクター

華北地区

Tel : +86(10)85087056
david.chamberlain@kpmg.com



馮煒
ディレクター

華北地区

Tel : + 86(10)85087531
tony.feng@kpmg.com



張天勝
ディレクター

華北地区

Tel : +86(10) 85087526
tiansheng.zhang@kpmg.com



牛悟得
(Brett Norwood)
パートナー

華中地区

Tel : +86(21)22123505
brett.norwood@kpmg.com



大谷泰彦
(Yasuhiko Otani)
パートナー

華中地区

Tel : +86(21)22123360
yasuhiko.otani@kpmg.com



梁浩然
パートナー

華中地区

Tel : +86(21)22123358
hojin.leung@kpmg.com



饒戈軍
ディレクター

華中地区

Tel : +86(21)22123208
amy.rao@kpmg.com



潘汝強
シニアコンサルタント

華中地区

Tel : +86(21)22123118
ruqiang.pan@kpmg.com



廖雅芸
パートナー

華南地区

Tel : + 86 (20)3813 8668
kelly.liao@kpmg.com



孫昭
ディレクター

華南地区

Tel : +86(20)38138615
michelle.sun@kpmg.com



曾立新
ディレクター

華南地区

Tel : + 86 (755) 2547 3368
xinlin.zeng@kpmg.com



孔達信 (John Kondos)
パートナー、アジア太平洋地域主管
金融サービス - 移転価格サービス

香港

Tel : +852 26857457
john.kondos@kpmg.com



潘嘉礼 (Kari Pahlman)
アジア太平洋地域

香港

Tel : +852 2143 8777
kari.pahlman@kpmg.com



楊嘉燕
パートナー

香港

Tel : +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com